

アカデミック補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア



本アカデミック補足条項（以下「**本アカデミック条項**」という。）は、オーダーに「ACAD」の英数字コードで指定された提供物及び製品（以下「**アカデミック提供物**」という。）のみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約（以下「**UCA**」という。）又はエンドユーザーライセンス契約（以下「**EULA**」という。）を修正するものです。本アカデミック条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約（以下「**本契約**」という。）を形成するものです。これらの条項間に矛盾がある場合、本アカデミック条項、その他の補足条項、EULA 及び UCA の順で優先的に適用します。

1. **定義。** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所にて定義されている意味を有します。以下の追加的な定義が、本アカデミック条項に適用されます。

「**学術機関**」とは、学術機関又はその他の適格な非営利組織であるお客様を意味します。

「**学生**」とは、学位取得プログラムに直接関連する学習を目的とした有効なアカデミック提供物を購入した、個人の学生であるお客様を意味します。

2. **利用規約。** アカデミック提供物は、<https://www.siemens.com/sw-terms/supplements> に掲載されている他の全ての該当する補足条項も適用され、参照により本契約に組み込まれます。学術機関の正規ユーザーには、お客様が学位取得プログラムに登録している学生も含まれます。オーダーに記載された特定のアカデミック提供物に関して、追加のライセンス及び使用タイプが指定される場合があります。

2.1 アカデミック提供物の制限事項:

- (a) お客様は、以下のいずれかの目的に直接関係する場合に限り、アカデミック提供物を使用するものとします。
 - (i) 学位授与プログラムの教育、トレーニング、又は指導
 - (ii) 学位授与プログラムの一環としての研究及びコースワーク
 - (iii) 全ての最終結果及び研究を公衆が利用できるようにするか又はパブリックドメインで公開することを前提にした研究開発活動
 - (iv) 学生コンテスト、学生プロジェクト又は学生によるデモンストレーションへの参加等、正規ユーザーによる非営利活動の実施

明確にするために付言すると、第 2.1 項 (a) (iii) に基づいて言及されている許可された活動には、第三者の利益目的で研究開発サービスを実施するためにお客様が直接的又は間接的に報酬若しくは補償を受け取るような活動は含まないものとします。但し、アカデミック提供物の使用によって得た当該第三者の研究開発活動の全ての最終結果及び研究内容を一般に公開するか、又はパブリックドメインに公開する場合は除きます。

- (b) お客様は、アカデミック提供物を以下の目的で使用することはできません。(i) 学位取得を目指す学生以外を対象とした指導や教育、(ii) SISW との別途の契約に基づく該当アカデミック提供物のライセンサーである可能性がある第三者を対象とした指導や教育、(iii) 制作目的又は商業目的でのアカデミック提供物の使用（商業的な取扱い、有料コンサルティング、関連会社の制作物の取扱いを含みますが、これらに限定されません）、(iv) ライセンス又は販売目的のソフトウェアの開発、(v) SISW の競合他社によって開発されたソフトウェアに対するベンチマーク又は競合分析。

- (c) アカデミック提供物は、学術機関及び学生のみが使用できます。学術機関ではないが、学位取得を目指す学生用のプログラムを提供しているお客様は、そのような学生が使用するアカデミック提供物を SISW から購入するための依頼をすることができます。SISW は、単独の裁量で当該依頼を評価し、承認した場合に、当該学生が実習期間中に使用するためのアカデミック提供物を付与することのみを目的として、当該お客様を学術機関とみなします。本アカデミック条項に含まれる他の全ての条項は、そのまま適用されます。

- 2.2 **アカデミック提供物の条件。** お客様は、(i) アカデミック提供物の使用に関する、お客様による公開を目的とした全ての文書について、SISW から事前に書面による承認を得るものとし、(ii) アカデミック提供物の使用に関する論文や学術論文の写しを SISW からの要請に応じて SISW に無償で提供し（但し、当該開示によりお客様がいかなる適用する特許権も失わない限りとします）、SISW が、自己が適切であると考える方法で、提供された情報を使用できること、及び(iii) アカデミック提供物と相互作用及び/又はインターフェースする、お客様が開発した全てのソフトウェアプログラム及びその関連ドキュメントを、SISW に開示することに、同意します。当該プログラム及び文書は、要求に応じて、ソースコード形式で SISW に提供されるものとします。お客様は、SISW に対して、当該ソフトウェアプログラムの使用、販売、配布及び修正を行う非独占的、譲渡可能且つ支払い済みのロイヤリティフリーのライセンスを許諾します。但し、当該規定が当該ソフトウェア及び文書に適用される既存の処理許可又は契約に抵触しない範囲とします。お客様によるこうした既存の顧客の許可又は契約が本規定と矛盾する場合、既存の許可又は契約の規定が本規定よりも優先されます。但し、SISW は当該許可又は契約の制限について事前に通知を受けるものとします。

3. **サポート及び保守サービス。** アカデミック提供物のクラウドサービスサポート及びソフトウェア保守サービスは、その他の適用する補足条項に規定されている関連条項に従って提供されますが、以下の点が異なります。

3.1 学術機関

- (a) アカデミック提供物に含まれる又はお客様が別途購入するソフトウェア保守サービス及びクラウドサービスサポートは、SISW が定める休日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時～午後 5 時まで(米国本土の現地時間帯)、学術機関に対してのみ提供され、個人の正規ユーザーには提供されません。学術機関は、学術機関の全てのサポート依頼を管理及び解決するための一元的な連絡窓口となる、適切なトレーニングを受けた技術者を指名するものとします。技術連絡担当者は、SISW にサポート依頼する前に、学術機関内で発生したアカデミック提供物に関する問題を解決するための努力を商業的に合理的な範囲で行うものとします。また、技術連絡担当者は全てのサービス依頼を SISW に転送し、全てのオンサイト保守サービス及びクラウドサービスのサポートに対応することとします。
- (b) ソフトウェア保守サービス及びクラウドサービスのサポートは、アカデミック提供物の最新リリースに対してのみ提供されます。これらのサービス及びサポートの内容は以下のとおりです。(i) 電話によるサポート、(ii) 学術機関がソフトウェアのサポート依頼、リリースノート、ソフトウェア情報を電子的に記録する掲示板サービス、(iii) SISW が提供可能な場合、アカデミック提供物に含まれているソフトウェアのアップデート及びアップグレード。アップグレードには、追加料金を支払うことで使用できる個別のソフトウェアモジュール又はクラウドサービスは含まれていません。学術機関は全てのソフトウェアのアップデートを、受領後 30 日以内、又は学術機関の現在の学期末のいずれか遅い日迄にインストールするものとします。

3.2 **学生**。アカデミック提供物は、いかなる種類の保守サービス又はサポートなしで学生に提供されます。

4. PLM コンポーネントソフトウェア開発ツールキット製品に関する条件

お客様は、お客様の製品とアカデミック提供物に含まれる SISW PLM コンポーネントソフトウェア開発ツールキット製品 (Parasolid や D-Cubed 等。以下、「ツールキット」という。) 内の組み込み可能コンポーネントとの組み合わせで構成される製品 (以下、「統合製品」という。) の開発と保守を行う為に、当該ツールキットを使用することができますが、サブライセンス権はありません。当該使用には、上記の第 2.1 項に記載された制限が適用します。本契約で許可されている場合を除き、お客様は、(i) ツールキット又は統合製品の全て又はその一部を第三者に提供せず、(ii) SISW からの事前の書面による承認をなく、ツールキットの特性や技術的な機能を第三者に開示しないものとします。本契約に記載されているその他の規定にかかわらず、SISW は、ツールキットに対するソフトウェア保守サービス又はクラウドサービスサポートを提供することはありません。但し、お客様は、エラーやバグを報告することができます。

5. **作業成果物及びデータ**。アカデミック提供物を使用して作成された作業成果物及びデータには、一定の制限が含まれており、教育目的又は公的な研究目的以外で使用することはできません。お客様が、アカデミック提供物を使用して作成されたデータを別のデータと組み合わせたり関連付けたりした場合、そのようなその他のデータについても、上記の制限が適用されることがあります。お客様が、アカデミック製品を使用して作成されたデータを別のデータに組み合わせたり関連付けたりした場合、SISW はその結果について一切の責任を負いません。
6. **公的機関**。お客様が、強行法規により UCA 又は EULA の準拠法及び法域規定に同意できない公的機関である学術機関の場合、以下の条項が適用されます。
- 6.1. **準拠法及び法域**。本契約は、学術機関が所在する国又は都道府県の法律に準拠します。本契約に起因又は関連して生じる全ての紛争は、学術機関が所在する国又は都道府県の裁判所の管轄権及び裁判地に従います。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本契約には適用されません。
- 6.2. **補償**。お客様による他の当事者への補償に関する本契約の条件は、準拠法で許可されている範囲においてのみお客様を拘束します。